

第五十一号議案

東京都体育施設条例及び東京都体育施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成三十一年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百合子

東京都体育施設条例及び東京都体育施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
(東京都体育施設条例の一部改正)

第一条 東京都体育施設条例(平成元年東京都条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表二の部(一)の款アの項中「一〇、二〇〇円」を「一五、三〇〇円」に、「二六、九九〇円」を「四〇、四八〇円」に改め、同部(二)の項中
第二球技場、補助競技場又は硬式野球場の夜間照明設備
一時間 三、四〇〇円
を

夜間照明設備(硬式野球場)	一時間	五、一〇〇円
夜間照明設備(第二球技場又は補助競技場)	一時間	三、四〇〇円

に改める。

別表七の部(一)の項を次のように改める。

(一) 施設

施設 の 名 称 等	使用 単 位	利 用 料 金	
		入場料の徴収又はこれに類	入場料の徴収又はこれに類

第五十一号議案 東京都体育施設条例及び東京都体育施設条例の一部を改正する条例 一

テニスコート	一面 一時間	する取扱いをしない場合 一、八〇〇円	する取扱いをする場合 三、〇九〇円
インドアコート	一面 一時間	五、四〇〇円	九、四四〇円
ショーコート	一 時間	七、五〇〇円	三〇、〇二〇円
ショーコート附属施設（競技会議室、審判員室、更衣室又は会議室）	一室 一時間	五四〇円	五四〇円
有明コロシアム	一 時間	一五七、五〇〇円	三七一、二五〇円
有明コロシアム附属施設（第一審判員室、第二審判員室、第一会議室、第二会議室、更衣室、厨房、ダイニングルーム、来賓室、来賓関係者室、多目的室、報道関係者ブース、報道関係者室又は別棟ラウンジ）	一室 一時間	五、三八〇円	五、三八〇円
会議室	一室 一時間	一、一七〇円	一、一七〇円
ロビー、エントランスホールその他の施設（規則で定める施設又は部分を除く。）	一日 一平方メートル	一四〇円	一四〇円

(東京都体育施設条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 東京都体育施設条例の一部を改正する条例(平成三十年東京都条例第十七号)の一部を次のように改正する。

別表九の項の次に次のように加える改正規定のうち同表十一の部(一)の款イの項中「五九円」を「六八円」に、「二九円」を「三四円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、第一条の規定による改正前の東京都体育施設条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用に係る利用料金(駒沢オリンピック公園総合運動場硬式野球場の使用に係るものに限る。)については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、第二条の規定による改正前の東京都体育施設条例の一部を改正する条例附則第二項の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用に係る利用料金(夢の島公園アーチェリー場多目的広場の興行等使用に係るものに限る。)については、なお従前の例による。

(提案理由)

駒沢オリンピック公園総合運動場硬式野球場及び有明テニスの森公園テニス施設の改修等に伴い、利用料金の上限額を改定するほか、所要の改正を行う必要がある。